

令和3年1月18日

各位

千葉県県土整備部建設・不動産課

### 建設業許可等の申請手続きについて

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）により、建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴う建設業許可等の申請手続きについてお知らせします。

#### 記

##### 1 押印について

全ての提出様式について押印は不要となります。ただし、行政書士等が手続を行う場合は委任者の押印のある委任状、行政書士が書類を作成した場合の職印の押印は必要です。

また、下記3の手続きについては本人確認を行います。

##### 2 申請の取扱いについて

###### (1) 各種申請様式について

従前の「印」と記載のある様式でも提出は差し支えないものとします。（押印の有無は問いません）

###### (2) 経管、専技の確認資料について

他社での経験を証明する場合、登記事項証明書や年金加入記録等、証明する期間中に在籍していた事が確認できる書類を提出してください。（但し、常勤役員等証明書や、実務経験証明書等に証明者の押印がある場合は除きます）

##### 3 本人確認を要する手続き

申請者の意思による提出である事を確認するため、以下の手続きについては本人確認を行いますので、別紙のとおり本人確認資料の添付又は提示をしてください。（但し、申請者の押印がある場合は除きます）

- ・廃業届
- ・建設業許可証明願
- ・建設業許可申請の取下げ願

別紙

提出方法	提出者	本人確認資料（以下のいずれかを添付又は提示）
（添付が必要） 郵送	申請人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の運転免許証コピー※</li> <li>・法人の印鑑証明書（個人事業の場合は事業主のもの）</li> </ul>
	行政書士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士証（顔写真付き）</li> <li>・運転免許証コピー※</li> </ul>
（提示が必要） 窓口	申請人代表者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証※又は法人の印鑑証明書（個人事業の場合は事業主のもの）</li> </ul>
	申請人従業員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証※及び委任状（代表者から当該従業員へ委任するもの）</li> <li>・法人の印鑑証明書（個人事業の場合は事業主のもの）</li> </ul>
	委任された行政書士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士証（顔写真付き）</li> <li>・運転免許証※</li> </ul>
	委任された行政書士の補助者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政書士補助者証（顔写真付き）</li> <li>・行政書士補助者証（顔写真無し）及び運転免許証※</li> </ul>

※運転免許証の外、運転履歴証明書（平成24年4月1日以降発行のもの）、マイナンバーカード（個人番号はマスキングのこと）、住民基本台帳カード（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、療育手帳も可とします。